

授業科目名 <英訳>	民法第二部（物権） Civil Law II			担当者氏名	法学研究科 教授 松岡 久和				
配当学年	2・3・4	単位数	4	開講期	後期	曜時限	月2,金2	授業形態	講義
【授業の概要・目的】									
民法第2編（物権）に置かれた諸制度をとりあげ、各制度の基礎にある考え方および具体的な制度内容について解説する。 物権法の主要制度および基本問題を具体的場面に関係づけて理解することを到達目標とする。									
【授業計画と内容】									
講義は、おおむね、以下の順序による。初回講義時までに詳細な予定表をここに掲載する。									
1	物権法概説								
2-3	所有権の内容と保護								
4	共同所有								
5	所有権の取得								
6	登記制度と登記請求権								
7	対抗問題と第三者								
8-10	登記を要する所有権移転								
11	動産所有権の対抗要件と即時取得								
12	物権法定主義と用益物権								
13-14	占有制度								
15	担保物権法序論と抵当権の設定と効力の概観								
16	物上代位								
17	抵当権の実行と倒産、保全処分								
18	抵当権の侵害とそれに対する保護								
19-20	抵当権と利用権の調整								
21	抵当権の処分と消滅								
22	共同抵当と根抵当								
23	質権								
24-25	留置権と先取特権								
26-28	非典型担保（仮登記担保、譲渡担保、所有権留保）								
【履修要件】									
厳密な要件ではないが、理解の前提として民法第一部のうちの民法総則をある程度理解している必要がある。									
【成績評価の方法・基準】									
期末試験による									
【教科書】									
佐久間毅 『民法の基礎2』（有斐閣、2006年）（深く勉強したい人向け。担保物権を含んでいないので担保物権法は下記の道垣内を併せて使用することをお勧めする。） 永田眞三郎ほか 『物権 エssenシャル民法2』（有斐閣、2005年）（基礎知識をしっかりと確認するのであればこれでも十分。物権・担保物権を両方含んでいる。） 道垣内弘人 『担保物権法（第3版）』（有斐閣、2008年）（深く勉強したい人向け。法科大学									
----- 民法第二部（物権）(2)へ続く -----									

民法第二部（物権）(2)

院でも基本書としている。ただし、狭義の物権法を含んでいないし、判例・通説とは異なる独自の見解であることも少なくない点に注意。）

松岡の連載していた物権法講義がこの講義の開始までに完結しているが、これを本にまとめるのは、今年度は間に合わない。しかし、講義の進め方の基本は、むしろこの連載をベースにする。講義では時間的な制約も大きいので、佐久間先生の教科書の発展学習部分やこの連載の詳細な部分は省略せざるをえない。講義で触れなかったり、簡単にしか触れなかったことの詳細は、この連載を参照していただきたい。

松岡久和「物権法講義1-41（完）」法学セミナー2010年10月号（670号）-2014年5月号（712号）

連載完了は2014年1月末現在の見込みです。

[参考書等]

（参考書）

田井義信ほか『新 物権・担保物権法 [第2版]』（有斐閣、2005年）（ある程度詳しい教科書で物権・担保物権の両方を含む。私も共著者の一人だが、上記連載の際に考え方を改めたところもあるので注意。）

山野目章夫『物権法 [第5版]』（日本評論社、2012年）（物権・担保物権の両方をカバーするコンパクトな教科書だが、平易明快な語り方と文献の紹介、問題点の摘示など深さもある優れた教科書。）

松本恒雄・潮見佳男編『判例プラクティス 民法 総則・物権』（信山社、2010年）（物権・担保物権で下記百選の約3倍以上の判例を掲載。解説もコンパクトで1件1頁にまとめている。）

中田裕康ほか『民法判例百選 総則・物権（第6版）』（有斐閣、2009年）（判例を少し詳しく勉強するには必要だが、解説が難しく、新しい判例に傾斜しすぎている難点もある。）

教科書・参考書の選び方・使い方については第1回の授業で説明する。

（関連URL）

<http://www.matsuoka.law.kyoto-u.ac.jp/>（講義資料の個所に過去の分も含めて掲載しています。）

（その他（授業外学習の指示・オフィスアワー等））

講義では上記ホームページに予めレジユメを掲載し、質疑、修正、試験問題、同解説、同講評なども併せて掲載するので利用していただきたい。レジユメの印刷は行わないので、各自がダウンロードして印刷するなり、パソコン・携帯端末で閲覧するなりしていただきたい。

オフィスアワー実施の有無は、KULASISで確認してください。